

平成 28 年 第 1 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 2 日」	
* 開会年月日時	平成 28 年 3 月 3 日 午前 10 時 00 分
* 閉会年月日時	平成 28 年 3 月 3 日 午後 5 時 27 分
* 開会の場所	小海町議会議場
会議の経過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	<p>本日は議案質疑でございます。よろしくご審議の程お願いしたいと思います。</p> <p>ただ今の出席議員は全員であります。</p> <p>定数に達しておりますので、これから、本会議を開きます。</p>
<u>○ 議事日程報告</u>	
議 長	<p>本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。</p> <p>本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・代表監査委員・会計管理者・各課長・所長・専門幹であります。</p>
<u>日程第 1 議案第 7 号</u>	
議 長	<p>日程第 1、議案第 7 号、「小海町行政不服審査会条例の制定について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
3 番議員	<p>審査会のメンバーは 5 人以内をもって組織するとありますが、どういった方々がメンバーになるのでしょうか。</p>
総務課長	<p>5 人以内ということで奇数の 5 人を予定したいと思っておりますが、委員につきましては第 4 条の規定で「秘密を漏らしてはならない」、「その在任中に政治団体になってはいけない」とそういったこともございますので、町側で識見、優れた皆さんにお願いするというかたちでございます。その都度おくということございまして、事前に委員を定めておくという性質のものではなく、不服審査申し立て内容に基づき利害のない方を選ぶという手続きになります。</p>

議 長	これで、質疑を終わります。
日程第 2 議案第 8 号	
議 長	日程第 2、議案第 8 号、「小海町行政不服審査法の施行に伴う関係条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
10 番議員	11 ページの最下段に小海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正というものがありますが、条例はどういったものかという説明と併せて、職員の退職管理の状況、職員の人事評価状況が対象になったということでありませけれども、その辺りの説明をお願いします。
総務課長	人事行政の運営等の状況の公表に関する条例でございますが、地方公務員法に基づいて人事行政について公表しなさいというものを具体的に条例で定めたものでございます。中身につきましては、職員の任命及び職員数に関する状況など 6 項目、そこに今回 2 項目を付け加えるというものであります。1 番目が職員の任命及び職員数に関する状況、2 番目としまして今回追加で職員の人事評価の状況、これは職務職階に伴いまして、4 月から人事評価を確実に行えというものでございます。それがどういった状況で行われているかというものでございます。次に 3 番目として改正後の職員の給与の状況、これは給与表等の当初予算の給料明細書に近いものを公表するというものでございます。それから次は職員の勤務時間及び勤務条件の状況。新しい 5 番目としまして、職員の分限及び懲戒処分状況。これはそういったものの有無を公表するものでございます。それに加えて今回 7 番目としまして職員の退職管理の状況、この退職管理につきましては、天下りの関係、年金接続の関係等でございますが、職員に対する在任中職務に対する退職後の口利きの有無、そういったものが退職管理の状況というものでございます。最後にその他町長が認める事項、これらを公表する条例で、今回地方公務員法の改正もございましてその 2 項を加え、この条例改正の中で追加したということでございます。
10 番議員	その中で状況の公表であるということですが、予算書などで掲載している公表の仕方、その他の部分で町民の皆様がこういったものが欲しいといった場合の請求、公表の方法を伺っておきたいと思っております。
総務課長	公表につきましては、予算書の公表はもちろんしてございますし、その他の事項につきましては、一括してホームページで職員管理の状況というかたちで掲載してございます。また掲示板で告示するというものでございます。しかしこれは期間が決められておりますので、一般の皆様が

	必要であるということであれば、随時担当の方から紙ベースでお渡しできる体制をとっておりますのでお問い合わせいただければと思います。
議長	これで、質疑を終わります。
<u>日程第3 議案第9号</u>	
議長	日程第3、議案第9号、「小海町指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
5番議員	この中で長い間小海町では、「ねむの木」と「よってけや」が対象になるということですが、県から自治体に指導・監督あるいは責任がどの程度あるのかわかりませんが、そのような体制が取れているのか、また取る必要があるのか無いのかお伺いしたいと思います。
町民課長	この関係の事務につきましては包括支援センターが担当することになると思いますが、現在の人員で十分足りるということになります。条例の中でもご説明いたしましたが、運営会議を開くのは事業所が行わなければならない、そこへ利用者、利用者の家族、町の職員、包括支援センターの職員を呼んで事業の評価をしてもらうという内容になりますので、現状の人員で足りるということでございます。5年に1度の指定ということになります。昨日もお答えいたしました、例えばねむの木ですと来年の4月30日でまず指定が切れる、それまでに更新を行うということ、なごみにつきましては、平成31年度の年度末まで指定を受けているということで、その指定の更新というものは5年に1度でございますので、現在の人員で足りると判断しております。
議長	これで、質疑を終わります。
<u>日程第4 議案第10号</u>	
議長	日程第4、議案第10号、「小海町指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで、質疑を終わります。

<u>日程第5 議案第11号</u>	
議 長	日程第5、議案第11号、「小海町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで、質疑を終わります。
<u>日程第6 議案第12号</u>	
議 長	日程第6、議案第12号、「小海町特定公共賃貸住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで、質疑を終わります。
<u>日程第7 議案第13号</u>	
議 長	日程第7、議案第13号、「小海町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで、質疑を終わります。
<u>日程第8 議案第14号</u>	
議 長	日程第8、議案第14号、「小海町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで、質疑を終わります。
<u>日程第9 議案第15号</u>	
議 長	日程第9、議案第15号、「登記引取等請求事件に係る和解について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。

11 番議員	<p>2点お聞きします。地籍が3,128㎡、実測面積が32,770㎡と同じ文章の中に数が2つ出てくるのは、弁護士が作成したのでいいとは思いますが、普通こういうかたちで文書は作成するのが正当なのでしょうか。</p> <p>それから、もう一点3,128㎡が32,770㎡に増えたと、地籍調査は私も立ち会ったことがあります。増えていくところは増えていく、山全体が狭いところは両方から測っていくと足りなくなる、その様な形のところが非常に多いのが現状だったような気がします。3,128㎡が32,770㎡になったと約10倍になった。地籍調査をしていない場所が国有林も含めこの地域にはたくさんあるらしいですが、小海町の面積は114.2km²とここに書いてありますが、図面より面積が増えていくと小海町の面積は増えるのでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>最初の和解条項案の中に面積で旧公図上の面積が3,128㎡、公図を図面上で読み取った面積でいきますと32,770㎡と両方書いてあるということですが、和解条項案につきましては弁護士の方で精査して載せてあるというので、誤りではないと考えております。また、10倍に面積が増えているということですが、旧公図上3,128㎡昔の明治時代に作った時の測量で登記されてきているという中で、今回は境界が確定しないもので、本来なら国土調査を行い正確に測量すると正確な面積がでると思いますが、予想しますと旧公図の縮尺を変えて現状に合わせると、正確には多少の増減はあると思いますが、極端には旧公図の幅が違っているとは考えづらいということになりますので、境界にしっかりと杭が打てない状況の中では、図面上で読み取るしかないということでございます。町の全体の面積が増えるかと言いますと、実際国調を行うときはしっかりと杭を打って測量を行いますので、町全体の面積が増えるということはありませんと考えております。</p>
10 番議員	<p>改めて確認しますが、国調が終わっている範囲、終わっていない範囲は何処か、その国調はいつ行われたのかという点を伺いたいと思います。</p>
産業建設課長	<p>国土調査が終わっている範囲は、現在の太月川河川の北側になります。地図上で行きますと太月川の上の左岸北側は終わってしまっていて、太月川の左岸から南側、下側はまだ終わっていないということになります。国土調査が終わった時期については、今手元に資料がございませんので後程ご報告いたします。</p>
10 番議員	<p>国調が終わっている範囲で㊸となっている地域については、国調が終わっている範囲と理解しましたが、現在この範囲の名義は誰のものになっているのかということをお伺いいたします。</p>

産業建設課長	この㊸の部分には国土調査が終わっておりまして、名義は北牧村の登記名義になっており、実際は北牧財産区が管理しております。
10 番議員	川から右岸、㊸と㊹の範囲は国調が終わっていないと理解していいのかという点と、問題は旧北牧村の土地を畠山氏にお金を払うとういう事態になったということでもあります。その原因究明、なぜそのようになったのかという点など、もう少し物事をはっきりさせる必要があるのではないかと思います。今回の予算でも国調の訂正ということで毎年掲載されていますが、国調が訂正されることはごくあることではありますが、国調が終わっているところで町が北牧財産区から買い直すという事態でありますので、その辺りの原因を明確にして頂きたいという点と、やはり裁判は26年からありますが、それ以前から話し合いがなされており、その当時の町の主張、北財側の主張、最初からここには畠山氏の土地があるということで対応してきたのか、それとも今回の示談の中で認めたのかという2点を伺いたいと思います。
産業建設課長	まず地図の説明を行った時に申し上げたとおり、この図面は現況の図面に旧公図を当てはめ、土地を買う都合上使っているということでございまして、この図面で裁判上境界が確定したということは絶対ないということでございます。あくまでも町、北牧財産区もこの㊸の部分については北牧村の土地であり、裁判を行うとすればそのまま主張していくということになります。ただし、今回この図面が出てきた中で、最終的に裁判を行ってきた段階で、裁判官としては旧公図の方が境界確定に生きるという方向になった訳でございますが、裁判をやってみないと分かりませんが、とにかく和解という方向にもっていきたい、和解ということなので境界確定ではなく一つの参考資料ということでございます。あくまで㊸は北牧村の名義で北牧村の所有地であるということでこちらは主張しておりますし、裁判上旧公図を当てはめた結果このようになっているという中では、これを現在の状況に変えるためには分筆を行ない、国調をし直さなければ戻らないということであり、旧公図の面積 3,128 m ² の登記簿上の面積、実際は 32,770 m ² の一筆を全部買ってしまい、その後現況に合わせていくという方法が一番解決するというので、土地を買うに当たって、旧公図を現状に当てはめるための資料として使うだけでありまして、これで境界が確定したということではないということをご理解していただきたいと思います。最初から今も、小海町も北牧村もこの㊸の部分についてはあくまで所有権は北牧村であると、ただし昔畠山氏が木を植えたという中では、木の所有権は畠山氏にあるということで木を伐採した経緯はありますが、所有権は北牧村であるということで主張し

	ているということでございます。
10 番議員	議論ではないので聞いたことに答えてもらいたい訳ですが、㊸と㊹は国調が終わっているのかという点、今も北財の財産であるといことであれば、国調は間違いがなかったという考えを今持っているのかという点だけ伺っておきたいと思います。
産業建設課長	申し訳ございませんでした。㊸と㊹の部分については国土調査が終わっていないということでございます。大月川の左岸まで国土調査が終了しており、立ち会って境界を確定したということで間違っていないと考えております。
10 番議員	確認ですが、立ち会ってというのは畠山氏の立会いの下で国調が行われ確認されたという理解でよろしいですか。
産業建設課長	畠山氏は立ち会ってございません。町と大月川の杭ですので、佐久建設事務所の立会いということでございます。
議長	他にございませんか。
	(質疑なし)
議長	これで、質疑を終わります。
<u>日程第 10 議案第 16 号</u>	
議長	日程第 10、議案第 16 号、「平成 28 年度小海町一般会計予算について」を議題といたします。 歳入歳出とも予算説明資料で、各款あるいは各項ごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。 予算説明資料 1 ページから 9 ページ
2 番議員	8 ページの固定資産の合計が昨年より減少していますが、これはどうい うことでしょうか。
総務課長	固定資産税につきましては、田・畑・宅地・山林・原野・雑種地・その他 でございます。全体面積で 52,000 m ² ほど減少しているということであり ますが、地価の低下に伴い免税点から外れる物件が出でくるといった点 が影響しているということでございます。
議長	【歳入】 1 款 町税 10 ページから 11 ページ中段 2 款 地方譲与税 11 ページ中段、下段 3 款 利子割交付金 12 ページ上段 4 款 配当割交付金 12 ページ中段 5 款 株式等譲渡所得割交付金 12 ページ中段

	<p>6款 地方消費税交付金 12ページ下段</p> <p>7款 ゴルフ場利用税交付金 13ページ上段</p> <p>8款 自動車取得税交付金 13ページ中段</p> <p>9款 地方特例交付金 13ページ中段</p> <p>10款 地方交付税 13ページ下段</p> <p>11款 交通安全対策特別交付金 14ページ上段</p> <p>12款 分担金及び負担金 14ページ下段から15ページ上段</p>
7番議員	15ページ上段の商工費負担金対前年度より400万円増えていますが、開発公社人件費1部負担金が500万円計上されています。前年度は100万円ということでありましたが、増えた要因、理由をお聞かせ願います。
町長	この件につきましては、開発公社の再建ということで5年間、豊里林野水利保護組合、北牧財産区、そして八那池区、松原区、また町から支援をしていただけてまいりました。平成27年度で終了ということで、これまで100万円の負担をしていた訳ですが、500万円に引き上げをしたということがございますのでよろしくお願いいたします。
10番議員	14ページの衛生費の関係で小海分院の補助金、負担金についての説明を補助金の制度と併せてお願いします。
町民課長	これに関しましては、4款の衛生費で毎年3,000万円分院へ補助している訳ですが、3,000万円というものは平成27年度までは特別交付税で満額措置されておりました。平成28年度からは8割しか措置されなくなるということで、小海町が特別交付税申請をしまして実際に国からくるお金が2,400万円しかないということがございます。残りの600万円については病院を維持していく上で、どうしても減額するという判断が出来ませんでしたので、関係町村で分担するということになりました。これまでの南佐久ルールについては語弊がありますが、特養、病院など建築するときに地元が半分負担するというルールがあります。そのような関係で小海町が600万円の内300万円、残りの300万円を人口割、均等割の割合とし残りの4村でお願いするというかたちで、これを収入としまして町から3,000万円をこれまでと同様継続して分院へ補助金として支出するということでもあります。
10番議員	これまで3,000万円補助していて2割特別交付税で削減されてきているということで、2,400万円では分院に対して不十分だという判断があったかと思いますが、その判断の理由と併せて、なぜ2割減になったのか、何か制度的な変更があったのか、また何か特別な理由があったのか、その点を伺いたいと思います。
町長	これまで特別交付税で交付されてきた訳ではありますが、制度が変わった

	<p>とうことで、小海分院だけでなくすべて 2 割減になったということをご ざいます。しかし、この地域の中核病院であり、そして救急医療を同時 に行っているということをもって、南佐久南部 5 カ町村でその部分につ いては補填していきましょう。というかたちで計上したところでございま す。非常にこの地域にとっては重要な医療機関であるといことで、5 カ町 村で合意ができたということをございますのでよろしく願いいたしま す。</p>
町民課長	<p>特別交付税で 100%措置されていたものが 8 割になったという明確な理 由はない訳ですが、特別交付税という制度上、国の特別会計の枠が決ま っています。いろんな税金の何%を交付税会計へ入れます。その内の 90 何%は普通交付税、残りの 6 %は特別交付税の財源という決まりがあり ます。そうした中で特にこういった公的病院の補助に対しての特別交付 税の措置といものが、最近になって全国で増えてきています。特別交付 税には限りがあるところに、多くの自治体から特別交付税の要望が上 がってきているため、100%で交付することが不可能になったということ で 2 割減になったと理解しているところでございます。</p>
10 番議長	<p>特別交付税の基本的な制度の説明は、今課長がされたとおりでであると思 いますが、特別交付税とはいえ、中途半端な話ではないと思いますので、 特別交付税の中で制度がどのように変わったのかという点を調べて頂き たいと思います。</p>
町民課長	<p>あくまでも予算の予定ということで、これまで入ってきた情報をもとに 8 割ということになっております。特別交付税につきましては、総務省の 省令で、正式には年度が変わってから公布される仕組みになっておりま すので、これはおつかみの金額ではなく 3,000 万円で要求すれば、3,000 万円交付されるかたちになっております。その報告数値にこれまでは何 もなかったのが 0.8 かけた数字と表記されるのではないかと思います。あ くまでも予算ということになっておりますので、また細かい情報が入り ましたらお伝えしたいと思いますのでよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>1 3 款 使用料及び手数料のうち 1 項 使用料 1 5 ページ下段から 1 6 ページ上段 2 項 手数料 1 6 ページ下段から 1 7 ページ上段 1 4 款 国庫支出金のうち 1 項 国庫負担金 1 7 ページ下段 2 項 国庫補助金 1 8 ページ上段 3 項 国庫委託金 1 8 ページ下段</p>
7 番議員	<p>18 ページの民生費補助金の中で、社会福祉費補助金 30,372 千円臨時給付</p>

	費補助金 10/10 とありますが、収入の方は補助金で入ってきますがこれの使い道を教えていただきたいと思います。
町民課長	歳出の 45 ページをお願いいたします。この上段に臨時福祉給付金と表示してございます。内容につきましてはその下の枠の中にありますが、低所得の高齢者給付金で、65 歳以上の非課税の方へ国は 4 月からなるべく早く交付して下さいということです。国会でも議論されているところがございますが、3 万円でおおよそ 710 名分でございます。それから秋以降に支出する分もございまして、低所得の障害者年金・遺族年金等を受給されている方については、3 万円×100 人ということでございます。つまり最初 4 月以降に 3 万円貰った方は、この 100 人の中には含めず、3 万円は貰えないこととなります。次にありますのは低所得者臨時給付金 3 千円×1,050 人というものがあります。これにつきましては、28 年度の課税状況を見まして非課税であれば一人当たり 3 千円支給するという内容になっております。この分の給付金、これにかかる事務費については、すべて国のお金で行う 10/10 ということであり、歳入で見込んでおります。
7 番議員	28 年度限りという解釈でよろしいでしょうか。
町民課長	消費税が上がる度という表現が正しいかどうかわかりませんが、5%から 8%に上がった時に 1 回あった経過がございます。29 年の 4 月には消費税が 10%になる予定であります。国の政策によりけりその都度ということでありまして継続的なものではございません。単年で国がその時給付する可能性もあるということでございます。
議 長	1 5 款 県支出金のうち 1 項 県負担金 1 9 ページ 2 項 県補助金 2 0 ページから 2 1 ページ上段 3 項 県委託金 2 1 ページ下段 1 6 款 財産収入 2 2 ページ上段、中段 1 7 款 寄付金 2 2 ページ下段 1 8 款 繰入金のうち 1 項 特別会計繰入金 2 3 ページ上段 2 項 財産区繰入金 2 3 ページ中段 3 項 基金繰入金 2 3 ページ下段 1 9 款 繰越金 2 4 ページ上段 2 0 款 諸収入 2 4 ページ中段から 2 6 ページ上段
2 番議員	25 ページ雑入の鞍掛豆販売収入ですが、昨日の繰越明許の中では 300 万円上げてある割合には、鞍掛豆の販売が減額になっておりますが、これは豆そのものが出来ないのか、他に原因がある訳でしょうか。

産業建設課長	<p>鞍掛豆に関しては、市場価格が上がってきており、今まではいったん町で買い取り豆腐に使ったりしていろんなところで使用してきた訳ですが、市場価格が上がっており 400 円以上で売れる。町で豆腐に使う分、試作品に使う分その分だけは 400 円で買いたい。最低町で買う分 2 トンでございますが、それ以外は豆が高くなってきていますので、町を通さないで市場で売っていただくというかたちで、28 年度は進めていきたいと思っております。</p>
議長	<p>21 款 町債 26 ページ下段から 27 ページ</p> <p>【歳出】</p> <p>1 款 議会費 28 ページ</p> <p>2 款 総務費のうち</p> <p>1 項 総務管理費 29 ページから 36 ページ</p>
6 番議員	<p>32 ページの防災行政無線のところですが、屋外子局増設工事ということで、説明では本間川の北側、小海高校の南側という話がありました。防災行政無線が整備されてから何年も経つ訳ですが、毎年毎年こうした難聴地区へ整備をしていかなければならないということのようではありますが、まだまだ他にもそのような地区があって今後も予定されているのか。何処まで聴こえるようするのかという当初の計画の中で、これがいつになったらこの事業が整備完了するのかをお聞きしたいと思います。</p>
総務課長	<p>整備後毎年屋外子局の増設をしてきているというご指摘でございます。そのとおりでございまして、当初設計の段階ではかなりの部分がカバーできるとされていたものが、聴こえない地域いわゆる不感地域があるということから、順次進めてきているのが実情でございます。いわゆる民家のあるところについては、これで本間川を予定し一旦終了するのではなかろうかということでございます。但し、この防災無線という性格上いわゆる集落移転のエリアもしくは別荘地等々の議論もまだ残されております。ただ別荘地につきましては、それなりの議論があるということでもあります。また畑への要望というものも一部あります。一気に整備するという事は金額が張るもですからできないということで、順次現在進めている状況でございます。特に集落移転のエリア、別荘地の議論、大規模耕地での設置の可否というものの議論を現在整理中でございます。</p>
6 番議員	<p>そういったところへ整備をしていかななくてはいけないということですが、整備をすることに対して、委員会などで要望がなされているのか、あるいは区長会などで要望が出てきたのを順次行っているのかその辺りをお聞きしたいと思います。</p>

総務課長	今までの経過を申し上げます。地区懇談会、もしくは区長会等が出てきた意見を中心に対応してきたというのが実情でございます。それから、耕地への設置等につきましても、昨年の地区懇談会でも何件か出てきております。ただ、設置するのにはそれなり費用がかかるということと、優先順位はどうするのか、などいろいろな議論をしていく必要があります。特に財源を今回は減災防災事業債、従来は過疎債という枠の中で対応してきたということもございまして、よろしくお願いいたします。
7 番議員	地域おこし協力隊の中で、先日の説明の中では2名が増員になる。1名林務関係、もう1名は加工関係という話をされましたが、これは決定されていつ頃から町で活動されるのでしょうか。
総務課長	2名を増員したいということでございます。林業関係と農業関係ということで現在全国に公募中でございます。予算が通れば4月以降ということでできるだけ早く着任を待ちたいと考えております。
9 番議員	34ページの60周年記念事業ということで、ここに掲載されているのだけではなく他にもいろいろ事業がみられる訳ですが、60周年というものが区切りのいい時期なのかということを含め、過去の町政施行記念事業というものがどうものになっているのかをお聞きしたいと思います。
総務課長	60年といいますと還暦ということもございまして、記念事業を企画したということでございます。10年刻みで記念式典を行っております。50周年は記念式典を行ったのみで、かなり簡素に行ったということでございます。40周年につきましては、歌謡ショーを一部企画し、いろいろな議論がございましたが、吉本興業さんを用いたりしたこともございました。30周年の際には、小海音頭の作成などいろいろ行ってきました。やはり10年刻みで行ってきており、昭和31年に合併しているということでございますが、これらを含めて今回の予算のなかでは先ほど説明申し上げましたとおり、子供議会からチャレンジデーまで上乗せ分まで含め3,425万円、上乗せその他を除くと約2,000万円を新たに予定事業として計画したということでございます。
9 番議員	聞きたいのはあえて60周年ということにどのような意味があるのかということ聞きたかった訳ですが、還暦という説明もありました。また、説明の中で、40周年の歌謡ショーというところでいろいろな議論のあったということですが、そういった議論も踏まえての記念行事なのか、何を求めているの記念行事なのかをもう少し説明をお願いします。
総務課長	60周年ということでございまして、次は70周年、80周年といく訳でございまして、いつまで行うかという議論はさておき60というのは区切りがいいものであろうと特に記念というかたちでもっていききたいというの

	<p>が第1の考え方でございます。やはり町民の皆様、学童から青少年、高齢者、中間層を含めて、60年の歩みを取りまとめ尚且つ、それをお祝いし、今後も末永く小海町が続くというきっかけとしたいといことでもあります。いろんな行事を行い無駄なお金を使うという意味ではなくて、これを皆で楽しんで祝いたいという企画を実施したいという想いで予算計上しております。</p>
2番議員	<p>戻りまして、60周年の前の定住促進事業の中で本間地区へ宅地造成事業1,277万円を計上されていますが、これはどの程度の宅地造成規模なのか、また場所のご説明をお願いいたします。</p>
総務課長	<p>宅地造成でございますが、とりあえず設計委託料1,277万円基本設計を行いたいということで計上させていただきました。これは用地交渉等もございまして、明確には現段階では申し上げられませんが、2ケタ程度の区画を想定して進めてまいりたい、エリア的には本間地区であるのご理解いただければと思います。</p>
2番議員	<p>用地交渉とかいろいろなことがあるのでそれはいいのですが、2ケタといってもいろいろありますが、ただ設計というものはよくわかりませんが、1,200万円というのかなりの金額になります。工事費はもっとかかるとは思いますが、また実際売ればその収入も当然ありますが具体的にはどのようなことをするのですか。</p>
総務課長	<p>具体的な事例で申し上げます。宅地造成する際におきましては、用地を固めてそこにどの程度の費用がかかるのかということと、分譲条件、一画あたりの面積、道路の配置、公園の整備、残存緑地などどうするのか、それらを事業費と分譲価格へ反映させる分というものを、今後開発許可も含めて、設計費の中で詰めていくということになります。そういったものを踏まえて年度途中の補正で用地取得、もしくは事業費、そして分譲代金については随時説明をしながら予算計上、事業実施というかたちで進めてまいりたいと考えております。したがって、これから設計をする、事業計画を作成する、それから用地交渉も同時進行で進めてまいりますが、当初段階で土地を購入して造成費を計上するところまで踏み込めなかったというのが実情でございます。</p>
2番議員	<p>金額も1,200万円を超えているので、この設計委託についてはコンペで行う訳ですか。</p>
総務課長	<p>現在のところ設計業者につきましては、入札で選定するというかたちでございまして、設計業者についてコンペをするという考えはもってございません。</p>
議 長	<p>ここで11時15分まで休憩といたします。 (ときに11時00分)</p>

(会議再開)		(ときに11時15分)
議 長	2項 徴税費 3項 戸籍住民登録費 4項 選挙費 5項 統計調査費 6項 監査費 3款 民生費のうち 1項 社会福祉費	37ページ、38ページ 39ページ 40ページ 41ページ上段 41ページ下段 43ページから49ページ
5 番議員	44 ページのその他福祉費の中で、運転免許証自主返納者支援分とありますが、資料にも目的は書いてありますが、「運転免許証をすべて自主返納された」すべての意味と、何を一番目的としているのかお聞きしたいと思います。	
町民課長	まず目的でございますが、昨今の高齢者によります交通事故、アクセルの踏み間違いや、高速道路を逆走するというケースがある中で、多くの方が亡くなられたり、怪我をされているという実状がございます。お年を取られても足がないので町中へ出ていけないというケースもいくらかもあるかと思えます。免許証を返納してもらって、タクシー利用助成事業を利用していただくというのが目的であります。免許証のすべてという意味でございますが、免許証には大型・普通・原付と表示されているかと思えます。大型の部分を返納し普通・原付は残しておきたいというケースでは対象にならないという意味でございます。	
11 番議員	46 ページの佐久広域特養勝間園・美ノ輪荘の分担金が4,961千円とありますが、勝間園と美ノ輪荘のそれぞれの金額を知りたいということと、勝間園の跡地利用は市長の話をお聞きすると、コスモホールの駐車場にすると説明をされましたが、美ノ輪荘の跡地利用はどのように考えているかお聞きいたします。	
町民課長	まず1点目の負担金の積算内訳ということでございます。佐久広域の予算ベースであるということをお願いいたします。佐久広域の議会議決を頂いた予算の中で、1ヶ所48万円、2ヶ所分96万円で鑑定してもらい佐久広域が買入れるべき単価を決めるということでございます。それでは用地費の分、取得費の分はいつになるのだという話になりますので、佐久広域の予算では概ね勝間園については、㎡23千円の7,000㎡、161,000千円。小海の芳の窪につきましては、㎡12千円これがおおよそ評価額になります。12千円×4,400㎡で5,280万円。その鑑定手数料96万円を加えて、トータルで21,476万円でございます。27年10月1日現在の人口割100%で、佐久広域の市町村で按分し、小海町の分は0.0231、4,961	

	千円を予算でお願いしているところでございます。美ノ輪荘の跡地利用ですが、所有者は佐久広域であり、具体的に買取、買戻しの打診もない中では、利用については未定でございます。
議 長	2 項 児童福祉費 50 ページから 53 ページ 4 款 衛生費のうち 1 項 保健衛生費 55 ページから 57 ページ
2 番議員	55 ページ。公的病院佐久医療センター特別交付税負担金でありますが、これは所在地の市で一括して全部特別交付税扱いをし、今まで一括して 3,000 万円町に交付されていたものが、広域になると交付されないものなのでしょうか。
町民課長	この医療センター救急と周産期医療にかかる特別交付税の補助という内容でございますが、特別交付税の算定のルール上、その財政力指数により交付税措置される額が違ってきてしまいます。例えば軽井沢町のような不交付団体は、小海町が 100% 交付されるとしたら、軽井沢町は 50% しか交付されないというルールがあります。そういった中で佐久広域全体のものを佐久市が代表して計上するという仕方は許可されません。それぞれの財政力がまるっきり違っていますので、特別交付税の算入する額もそれぞれ計算して求めたものを、佐久広域へ支払うこととなります。今回はそのようにお願いしております。
7 番議員	53 ページに戻ってしまいますが、昨日町民課長から出産祝い金の説明があり、25 人を見込んでいるということでしたが、参考までに今年の 2 月末までの当町の死亡者、出産件数をお聞かせ願います。
町民課長	後程、お答えいたします。
議 長	2 項 生活環境衛生費 58 ページから 62 ページ
7 番議員	58 ページで防犯灯の関係で前年より箇所が増え増額になったという説明ですが、防犯灯も従来の電球ですとすぐに切れてしまう訳ですが、最近では LED に変わってきていると思いますが、その辺りも考えての予算の計上なのかお伺いします。
町民課長	町の防犯協会への補助金というものが大幅に伸びております。昨日副町長からも説明がありましたように主なものは、防犯灯の維持管理費、1 基 1,200 円から 3,000 円にしたという内容でございます。その理由は北牧楽集館の太陽光発電による収益を従前から地区へお返しをするという話の中で、今回各地区で管理されている防犯灯に振り分けた訳でございます。今おっしゃられましたように 1 基 3,000 円当たりの維持費で電気料や、防犯灯の電球そのものを LED 化されても結構ですし、また LED に

	<p>する場合につきましては、集落支援事業でも該当になっておりますのでうまく活用していただけたらと思っております。</p>
7 番議員	<p>集落支援事業については、区長が関係しておりますので、区長会でよく説明していただきたいと思えます。</p>
9 番議員	<p>61 ページの住宅管理費で、町営住宅断熱工事芳の窪 930 万円ということですが、この芳の窪と同じ造りのところは他にないのか、清水町 4DK も同じ造りではないかと察するのですが、いかがでしょうか。</p>
町民課長	<p>28 年度予算でお願いしました町営住宅の断熱を強化したいという工事でございます。内容につきましては、昨日副町長からも説明がありましたように、内側から 2 重サッシ化するといものでございます。芳の窪 13 戸が対象になる訳でございますが、まず日当たりを考慮した中で、清水町は川沿いになります、日当たりそのものは芳の窪に比べますと数段よいので、今回日当たりが悪く、更に開口率の大きい設計となっている住宅としました。芳の窪の屋根は繋がってはおりますが、隣の住宅との間に物を置けるスペースがあったりする中で、東西南北 4 面すべてに窓があり、また単版のサッシになっています。平成元年のころは普通だったものが、現在はそういった住宅はほとんどありません。今年予算に限ってはまず芳の窪 13 戸分をお認め頂いて、その後また検討してまいりたいと考えております。</p>
6 番議員	<p>住宅建設費ということで、1 億 7,000 千円計上されておりますが、町長の施政方針演説の中の一番大きな目玉として、土村地区に住宅の建設をするということもありました。また 1 月 4 日の新年祝賀式の中で大きな政策として打ち出された訳であります、これにつきまして地元土村区の要望として、公民館機能を北牧楽集館に移すという中で、土村地区を何とかして欲しいという要望があったかと思えます。そういったものに応えるかたちで、公民館跡地に住宅建設を考えたのかお聞きしたいと思えます。</p>
町 長	<p>経過につきましては、鷹野議員さんがおっしゃったとおりでございます。土村地区活性化協議会を 6 回くらい開催した中で、公民館の跡地利用についていろいろご協議をいただきました。そういった中で、住宅を建設することが一番ベターだろうと、また私の方針としても定住化の促進ということで栄荘の後に平成 27 年度、そして 28 年度には町の公民館跡地に住宅を建設したいと意向を申し上げていたところでございます。当然これからのいい候補地があれば引き続き実施してまいりたいと思っております。</p>
10 番議員	<p>ただ今の町営住宅建設の関係ですが、栄荘で 4 棟建設しましてかなりい</p>

	い住宅であるという説明がこれまでありましたが、今度は8戸1億6,000万円、町営住宅で1世帯が2,000万円になる訳ですが、かなり良い住宅になると思われますが、栄荘と比べて説明をお願いいたします。
町民課長	住宅の規模につきましては、同程度以上というイメージであります。27年度の栄荘が特殊な入札方式をとった中で、かなり公共事業としては数字的に厳しい内容であったのではないかと推測される部分があります。通常設計すればかなり数字がアップしていたというイメージでございます。28年度には設計監理をお願いする場合には、去年のような方式ではなく、金額で勝負していただくような入札方式を取りたいと考えています。1億6,000万円にはその周り駐車場、外構、柵、門、塀なども含まれていますし、図面上では子供の遊べるスペースというものも入っておりますので、金額的にはこの範囲内であれば、栄荘と同等以上のものが出るという感覚でありますので、よろしくをお願いいたします。
5番議員	関連してですが、この図面から見ますとここにバルクタンクというものがありますが、いわゆるガスを使うというイメージでとらえていいのか。栄荘では暖房など聞きなれない言葉がありましたが、導入の説明と理由をお聞かせ願います。
町民課長	資料綴にあります平面図というのは、まだ予算段階での図面であるということでご了承願いたいと思います。予算をお認めいただいた中で、具体的な計画に入りたいと思いますが、例えば去年の例ですと、ガスを主としたエネルギー供給体系バルクタンクというもので、ローリーで運びそこへ全戸分のものを注入する、ボンベではないということでごさの単価が安くなる訳でございます。それでお湯を沸かし、沸かすときの発電で月3,000円程度の電気料を賄うというのが、27年度の栄荘における提案に基づいての決定になっております。今回の予算1億6,000万円につきましては、それ以上になるようにまた、それ以下にはならないようにという意味で、これから予算をお認めいただいて、設計業者が決まり計画していく中で、去年と同じ方式をとる、または太陽光発電を設置するという話も出てくる可能性もありますし、そうではない方式をとる可能性もあるということでご理解いただきたいと思います。
5番議員	利用者の使いやすくなるように研究して頂きたいと思います。
議 長	5款 農林水産費のうち 1項 農業費 64ページから69ページ
5番議員	65ページの特産品の関係のところ、先ほど2番議員の話もありましたが、鞍掛豆のことで先ほど課長は豆腐の分という答えでしたが、特産品の開発の中でお金を使い研究してきた訳ですが、それらの分はどうなっ

	ているのでしょうか。
産業建設課長	鞍掛豆は豆腐の分と、特産品開発に使用する分と含めて、3tということになります。
7番議員	関連で鞍掛豆の単価ですが、昨年の買い上げは500円で、今年は600円となっており値段も結構いいが、その辺りは大丈夫なのでしょうか。
産業建設課長	鞍掛豆は現在市場価格が700円近くなっている中で、手数料を引けば600円くらいになります。市場に出すのが600円、700円で、町で買い上げるのが400円となるとみんな市場に行ってしまう中で、なかなか難しいところではありますが600円で買い取っております。先ほども言ったように豆腐に使うもの、特産品に使用する場合収入はない訳ですが、また豆腐は400円で売りこれを特産品開発ということで進めていきたいと思っております。
7番議員	豆腐以外で、お得意先、ある程度固定客がついているということですか。
産業建設課長	鞍掛豆は市場の方で欲しがっている中で、価格も上がってきております。市場に出すと高いお金で売れますので、農協を通じて市場に出し、価格が下がってきますと、500円で買い取り売り先を探す訳ですが、今の市場は高値で売れるのでなるべく市場に出し、必要な分だけ町で買うということになります。
7番議員	J Aを通して市場へ出荷しているということですね。
産業建設課長	はい、そうです。
7番議員	67ページの中田川の関係ですが、中部電力と話し合い進めていくということですが、交渉の状況をお知らせ下さい。
産業建設課長	一番の金額の負担割合の関係ですが、中部電力との話し合いの中で、中部電力が75%、町が25%ということで進めてきたところ、大体いいだろうという返事がきましたので、そのような方向で進めてまいりたいと思います。但し、ここにも記載してありますが、状況の中では、土地の関係は全部譲渡となりますが、施設もありますのでその施設の処理の方法、後、水利権の関係ですが、実際は町の水利権ではありますが、発電で使うもので国への届出が必要であり、どうしても1年かかってしまう、そういった処理をすべて終了し、進めていきたいと思っております。
6番議員	今の中田川の問題に関連しますが、町長も行政報告の中で経過等述べられてきました。そういった経過ということでございますが、この問題は何年も私がお願いしてきており、議会の度に委員会などでお願いをした経過もございます。その中で、事業を進めるにあたって稲子区との調整

	<p>とか土地関係などがあるので、並行してお願いしていくようにとお願いしてきたつもりです。この時点で水利権の関係などがあるためどうしても来年度だということではありますが、やはり対応に納得いかない部分があります。そうしたなかで、29年度で事業を実施予定ということですが、この段階の中で今確保している水量をしっかりと把握しておいて、完成したら細い管で形ばかりできたが水量が確保できないということが決して起こらないように対応をお願いしたいと思います。その辺り担当課としてどの程度のものを考えているのか、口径とか流量が現在と劣らないものなのかお聞かせいただきたいと思います。</p>
産業建設課長	<p>これで負担割合等がほぼ決定しておりますので、本格的に設計をしていくこととなります。そういった中で、中田川の水を全量とれるようにしっかりと設計をしていくということで、今、長野県土地改良連合会に設計をお願いしようと考えております。設計内容についても中部電力が75%負担するというものであり、詳細に調べたということですので、設計業者と連絡を密にし、協議を進めてまいりたいと思います。</p>
6番議員	<p>今、長土連に設計をお願いしていくという話もあった訳でございますが、3年前に中部電力の長野支社に町長他私も、当時議長でありましたので一緒にお願ひに行きましたが、3年前の約束で次年度に実施するために設計をするということで、長土連にお願いしていたところたまたまその年に災害があり、なかなか整備が出来ず遅れてしまっているという回答をいただいた経過もあります。長土連の組織はよくわかりませんが、ほんとうに設計の方は大丈夫なのかどうかお聞きしたいと思います。</p>
産業建設課長	<p>長土連は農業土木・水路等の設計のプロでございますので、大丈夫であると考えております。</p>
議長	<p>2項 林業費 70ページ、71ページ</p>
6番議員	<p>70ページの林業振興費の中に私有林の材積量の調査事業ということで300千円とありますが、この事業の規模はどれくらい考えているのか、また今後これが単年度ではなく全町的に調査を行っていくとすれば、この300千円でどのくらいできるのか、また何年もかかる事業なのか教えていただきたいと思います。</p>
産業建設課長	<p>30万円は中部森林組合と話をした中で、私有林の材積量調査30万円程度でどうかということで、また28年度で地域おこし協力隊を派遣するという中で、協力隊も携わっていただいて30万円以内で全町的に調査を行いたいということで予定しております。</p>
6番議員	<p>全町的にというお話がありましたが、要するに私有地のほとんどをこの1年間で調査できるということでしょうか。</p>

産業建設課長	現場に行きまして、民有林で大体どのくらいの年数が経っているか、どのくらいの量があるかなどを、全町的に調べたいと考えております。
議長	ここで午後1時まで休憩といたします。
議長	休憩前に引続き会議を始めます。 質疑に入る前に、産業建設課長並びに町民課長より、発言を求められているので順次これを許します。
産業建設課長	午前中の畠山歌夫氏の国土調査の実施時期でございますが、この一帯は昭和51年度に行われているということであります。北牧村となっている登記簿を取得してみると、平成14年11月28日に分筆、国土調査による成果と記載されております。大月川の左岸を字界にして、そこまで国土調査が行われたという期日については、もう少し時間をいただき正確に調べたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
町民課長	7番議員さんからの出生したお子さんの数と亡くなられた方の数の関係でございます。年度で2月末なので11ヶ月分にはなりますが、生まれたお子さんの数は23名、ちなみに3月出産予定が3名で合わせますと26名ですが、その中で里帰り出産ということで2名の方は転出される予定でございます。亡くなられた方でございますが、11ヶ月間で76名の方が亡くなられております。つまり生まれた数の3倍は亡くなられておるということでございまして、75歳以上の方は62人であります。小海町の場合は特殊事情として、美ノ輪荘も住民登録し入所されますので、自動的にカウントされることとなります。76名の内、美ノ輪荘で亡くなられた方は10名おりますが、そのうち4名はもともと町内の方、6名は町外から美ノ輪荘においでになられてそこで亡くなられたという内容になっております。
議長	6款 商工費 72ページから77ページ上段 ここで暫時休憩といたします。 (ときに11時54分)
議長	休憩前に引続き会議を開きます。 (ときに13時00分)
議長	7款 土木費のうち 1項 土木管理費 78ページ
6番議員	78ページ土木総務費の関係で、先日中部横断道の要請活動ということで国土交通省へ行ってまいりましたが、私が12月の定例議会の中でぜひやって欲しいと要望しておきながら、葬儀がありまして出席できなく大変申し訳ありませんでした。こういった活動を継続的に行っていかなければならないと思います。小海町へそうした施設を造ってほしいという要望を行っていくために、その計画があるのかどうか、またそういった経

	<p>費がここに計上されているのか、お聞きしたいと思います。場合によっては国会議員との懇談会などを今後も行ってもいいと私は考える訳ですが、そういったものが計上されているかどうかお聞きしたいと思います。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>今後の取り組みでございますが、佐久市の柳田市長が会長の長野県中部横断自動車道期成同盟会があります。県・南部広域も組織全体で取り組んでいきましょう、ということで長野県を中心にしまして、5月連休明けに推進大会というものを計画したいということでありまして、そこには長野県知事、山梨県知事も同席していただいて盛り上げていき、その後中央要望していきたいと思っております。期成同盟会等を中心に全体で活動していくということで進めていきたいと考えております。</p>
<p>6番議員</p>	<p>今の回答の中では、小海町独自の活動は予定していないという解釈ですか。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>今のところ、広域、期成同盟会を中心に活動していくということで、町独自ということになりますと、今現在は計画をしていないということになります。</p>
<p>6番議員</p>	<p>前回の12月の定例会の中でも、小海町独自で行動することを要望してきた訳ですが、町長も1月4日の年頭の挨拶の中で、インターを造るためにそういった行動をしていくということで掲げられている訳ですが、今後の計画はどうでしょうか。</p>
<p>町長</p>	<p>一番大きい組織というのが、ここにも負担金がございますが、新潟県、長野県、山梨県、静岡県、4県にまたがる期成同盟会というものがございまして、この時には東京で開催され、女性みちの会の皆さんも各地区から参加されております。長野県独自では、今課長の方から申し上げましたように、佐久市の柳田市長が会長で一つの組織があります。南佐久の土木協議会の中でもそういった活動をしている。今鷹野議員さんがおっしゃいましたように、町独自でということで初めて先般25日に中央へ要望してきました。そういった中で、冒頭でも申し上げましたが、徳山事務次官とお会いし、また埼玉の関東道路整備局の方にもお願いをしてきた訳でございます。その中で一番大きく言われたのが、地域の盛り上がりとアピールに力を入れていかなければならない、と強く言われました。今後、町単独でインターの問題、あるいは一日も早く34kmの開通に向けての中央要望、そして今お話がございましたがそれぞれの関係の皆様との膝を交えた懇談会、こういったことも必要だろうと思っております。25日の要望活動を踏まえて、また現予算には計上してございませんが、ご相談を申し上げ場合によっては補正等で対応しながら、また議員の皆さんと一緒に早期の事業化に向けて町独自でも頑張っていく、こういったことが</p>

	必要だろうと思っているところでございます。
議 長	2項 道路橋梁費 79ページから81ページ上段
10番議員	80ページの小海トンネルの関係の説明をお願いしたいと思います。
産業建設課長	小海トンネルですが、修繕等の調査をした結果修繕が必要な箇所が出てきたということで、今回予算に計上し修繕をするということでございます。内容については、また後程ご説明させていただきます。
10番議員	ここでは強度の問題、コンクリートの問題10ヵ所と書いてあり痛んだ箇所が発見されたということであると思いますが、関連で申し訳ありませんが、あのトンネルが非常に暗いと、PTAの皆さんやいろんなところで話が出ていますが、そういったことと関連して是非工事をやっていただくというような訳にはなかなかいかないのでしょうか。そういった話は進んでいるのでしょうか。
産業建設課長	今回は修繕箇所が出たということで、修繕をするということでございまして、照明の関係につきましては、いろいろ条件等があるかと思しますので、関係の皆さんと相談しながら、検討させていただきたいということでよろしくをお願いしたいと思います。
議 長	3項 都市計画費 81ページ下段から 82ページから83ページ 9款 教育費のうち 1項教育総務費 84ページから85ページ 2項小海小学校費 86ページから87ページ
9番議員	87ページの町費臨時講師の関係ですが、この下に講師3名支援員3名と書いてありますが、学級編成と職員配置の関係、臨時講師の関係など、委員会の時に資料を頂きたいのでよろしくお願ひします。
教育長	この説明欄に書いてあるとおりでございます。いずれにしろ委員会の時に資料については提出させていただきますのでよろしくお願ひいたします。
議 長	3項 社会教育費 88ページから93ページ
7番議員	88ページの文化財の関係でございますが、文化財調査委員が14名で15万1千円ということで一人当たりになると17,928円ということになりますが、調査するのに何日くらいかかり支払っているのかと、その下の社会教育運営費の中で古文書調査研究謝礼30万円ということですが、古文書の研究に何人で何日かかり一日どのくらい支払っているのかをわかったらお知らせください。
生涯学習	文化財調査委員の皆様ですが、年に2回ほど会議を開催いたします。内

課長	容につきましては町内にある文化財のパトロール等を行っております。また、北牧楽集館がオープンしたことにより、いろいろ調査研究等でアドバイスをいただいております。賃金、報酬等でございますが、17,900円ということでございます。それから古文書調査ということですが、現在携わっている方が11人、1回2千円で、150人工ということでございます。
議長	89 ページ
9 番議員	北牧楽集館の関係ですが、図書館の臨時職員、平日・休日また、楽集館の臨時職員ということで計上されてはいますが、これは何人になりますか。
生涯学習課長	図書館の関係で司書が2名、事務の関係で1名また休日出勤の者が2名全部で5名ということになります。
議長	90 ページ、91 ページ
6 番議員	91 ページの最後のところに総合センターの耐震化工事ということで大きな額が載っておりますが、この工事がいつ頃実施され、いろんな行事が入っていると思われませんが、長期化にならないのか、そういったものに影響はないのか、大体期間はどれくらいでそういったものは避けられるのか、また北牧楽集館が出来、その中の多目的ホールあるいは体育館にいろんな行事が移行できるものがあるのか、をお聞きしたいと思います。
生涯学習課長	総合センターの工事の工期ですが、大体6ヶ月ほどかかると聞いております。予定としましては新年度早々に準備に入りまして、4月中には入札を行いたいと考えております。5千万円を超えますので、また臨時会等をお願いいたしまして契約議決になろうかと思っております。現在総合センターで行われております施設の利用であります。成人式、人権を考える町民の集い、新年祝賀会、それから青少年健全と4校PTAの講演会、先日行われました健康福祉祭り、あゆみ園のクリスマス会、佐久地区の人権の集い等でございます。北牧楽集館の体育館ですが、社会体育館ということで、スポーツ団体の方が多く使用されるということでございます。多目的ホールにつきましても、100人程度が限界かと思われまして、総合センターもだいぶ使用する会議があろうかと思っております。工事期間の支障があるかということですが、できるだけ支障がないよう工期短縮に努めてまいります。
議長	92、93 ページ 4 項保健体育費、94 ページから 96 ページ
7 番議員	92 ページの美術館の運営費関係ですが、臨時職員の費用が昨年度より40万円増えておりますのでその理由と、収納庫の燻蒸処理はどのような方法で行うのか、その2点についてお願いします。

生涯学習課長	例年お願いしております臨時職員 2 名と、プラス、企画展の監視員といたしまして 50 日ほど見込んでいた分が増えております。それから燻蒸ですが有害な害虫を駆除するということで、密閉空間に薬剤ガスを注入し有害生物を殺すという作業になります。																																
議長	95 ページ、96 ページ、97 ページ説明資料負担金等交付団体の概要です。																																
議長	10 款 災害復旧費 98 ページ 次に予算書に移ります。 予算書の 8 ページ 87 ページから 93 ページ																																
議長	その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。																																
議長	これで、質疑を終わります。																																
日程第 1 1 議案第 1 7 号																																	
議長	<p>日程第 1 1、議案第 1 7 号、「平成 2 8 年度小海町国民健康保険事業特別会計予算について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。歳入歳出とも予算説明資料で、各款ごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>【歳入】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 款 国民健康保険税</td> <td style="width: 50%;">1 ページ上段</td> </tr> <tr> <td>2 款 使用料及び手数料</td> <td>1 ページ下段</td> </tr> <tr> <td>3 款 国庫支出金</td> <td>2 ページ</td> </tr> <tr> <td>4 款 県支出金</td> <td>3 ページ上段、中段</td> </tr> <tr> <td>5 款 療養給付費交付金</td> <td>3 ページ中段</td> </tr> <tr> <td>6 款 共同事業交付金</td> <td>3 ページ下段</td> </tr> <tr> <td>7 款 前期高齢者交付金</td> <td>4 ページ上段さん</td> </tr> <tr> <td>8 款 財産収入</td> <td>4 ページ中段</td> </tr> <tr> <td>9 款 繰入金</td> <td>4 ページ下段</td> </tr> <tr> <td>1 0 款 繰越金</td> <td>5 ページ上段よ</td> </tr> <tr> <td>1 1 款 諸収入</td> <td>5 ページ中段、下段</td> </tr> </table> <p>【歳出】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 款 総務費</td> <td style="width: 50%;">6 ページ</td> </tr> <tr> <td>2 款 保険給付費</td> <td>7 ページ、8 ページ</td> </tr> <tr> <td>3 款 後期高齢者支援金等</td> <td>9 ページ 上段</td> </tr> <tr> <td>4 款 前期高齢者納付金等</td> <td>9 ページ 中段</td> </tr> <tr> <td>5 款 老人保健拠出金</td> <td>9 ページ 中段</td> </tr> </table>	1 款 国民健康保険税	1 ページ上段	2 款 使用料及び手数料	1 ページ下段	3 款 国庫支出金	2 ページ	4 款 県支出金	3 ページ上段、中段	5 款 療養給付費交付金	3 ページ中段	6 款 共同事業交付金	3 ページ下段	7 款 前期高齢者交付金	4 ページ上段さん	8 款 財産収入	4 ページ中段	9 款 繰入金	4 ページ下段	1 0 款 繰越金	5 ページ上段よ	1 1 款 諸収入	5 ページ中段、下段	1 款 総務費	6 ページ	2 款 保険給付費	7 ページ、8 ページ	3 款 後期高齢者支援金等	9 ページ 上段	4 款 前期高齢者納付金等	9 ページ 中段	5 款 老人保健拠出金	9 ページ 中段
1 款 国民健康保険税	1 ページ上段																																
2 款 使用料及び手数料	1 ページ下段																																
3 款 国庫支出金	2 ページ																																
4 款 県支出金	3 ページ上段、中段																																
5 款 療養給付費交付金	3 ページ中段																																
6 款 共同事業交付金	3 ページ下段																																
7 款 前期高齢者交付金	4 ページ上段さん																																
8 款 財産収入	4 ページ中段																																
9 款 繰入金	4 ページ下段																																
1 0 款 繰越金	5 ページ上段よ																																
1 1 款 諸収入	5 ページ中段、下段																																
1 款 総務費	6 ページ																																
2 款 保険給付費	7 ページ、8 ページ																																
3 款 後期高齢者支援金等	9 ページ 上段																																
4 款 前期高齢者納付金等	9 ページ 中段																																
5 款 老人保健拠出金	9 ページ 中段																																

	6 款 介護納付金 9 ページ 下段 7 款 共同事業拠出金 10 ページ 上段 8 款 保健事業費 10 ページ 中段 9 款 基金積立金 10 ページ 下段 10 款 諸支出金 11 ページ 上段 11 款 予備費 11 ページ 中段
議 長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございませんか。
議 長	これで、質疑を終わります。
日程第 1 2 議案第 1 8 号	
議 長	日程第 1 2、議案第 1 8 号、「平成 2 8 年度小海町介護保険事業特別会計 予算について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも予算説明資料で、各款ごとに行 います。質疑のある方は挙手をお願いします。 【歳入】 1 款 保険料 1 ページ上段 2 款 使用料及び手数料 1 ページ中段、下段
10 番議員	1 目の介護予防事業使用料の対前年 120 万 5 千円の△という予算ですけれども、よってけや云々の説明ということでしたが、改めて説明をお願いいたします。
町民課長	昨日説明いたしましたが、よってけやの利用者並びに利用回数が減ってきておるといってございまして、27 年度の決算見込みでは、実際 6 人程度の利用まで落ち込んできている中で、利用といたしましては、ここは介護認定、要介護がされていない方が利用されるサービスとなっておりますが、介護度が認定されて介護保険サービスの方へ移行される、移行した後に新規の利用者が入ってくるということだとトントンということになる訳ですが、移行はしたけれども新しい利用者が増えてこないというのが実情でございまして、どうしても減少になってきているところでございます。
10 番議員	利用者が減っているという説明でありますけれども、こういった部分での対象者が減ってきているということなのかということ、それから包括支援センターの事務所が役場の庁舎に移ることで、よってけやの運用の影響はどうなるのか、この 2 点をお願いいたします。
町民課長	介護保険サービスを受ける側全体ですと、要介護・要支援という方の人数は年々増えております。26 年度末は、要支援・要介護合わせて 285 名

	<p>であったものが、27年度1月末28年1月末では、304名まで増えているということでございます。よってけやという施設利用者は減っているが、実際の介護保険サービスにはどんどん認定を受け、サービスをうけはじめているという実態がございます。こういった施設ですので、「利用しなさいよ」と強く推奨することができるようなサービスではないという状況でございます。4月に包括支援センターが役場庁舎の旧教育委員会の事務所に移転する訳ですが、人員等が移動するということでございます。役場の中におりますと、窓口においでになられるお客様の中で相当数介護認定を受けたいという相談を受けます。そういったときに、すみませんが、老健の1階へ行って下さい。という答えをせざるを得ない状況がありました。この4月からはワンストップという形で、庁舎内に事務所が来ますので、すぐにご案内ができる形がとれるかと思えます。また老健の包括支援センターだった事務所には、介護用品などの展示ブースをそのまま残すつもりでおりますし、包括支援センターが行う教室についても従前の事務所を使用する予定でおりますので、利用者の方にとっては、さほど利便性が悪くなるという認識はもっておりませんので、よろしくお願いいたします。</p>
10番議員	<p>最後に国の介護保険制度の中で、要支援1・2が介護保険から外れたり、要介護1・2もという議論がされておりますが、これまでの町長の答弁でも、行政で落ち度なく対応していくとあったかに考えている訳ですが、やはりそういった意味でもよってけやのあり方、今後の計画をしっかりと練っていく必要があるかと思えますが、その点についてはどうでしょうか。</p>
町民課長	<p>総合支援事業というものを29年度から開始しなければならない決まりになっております。そういった中、今議員さんがおっしゃられたように、要支援1・2、また介護度1・2のサービスが低下するような国の動きに対しまして、懇話会等でも町長の方からも切り捨てするつもりは全くないという話をしております。ここで考えられるのは例えば介護の要支援1・2というものが、もう少し絞り込まれて使いにくくなるような、介護保険制度に変わっていくようであれば、老人福祉事業の延長として、従来町が行ってきた福祉事業としてやりうる可能性もありますので、1年かけてしっかりと議論してまいりたいと思っております。</p>
議 長	<p>3款 国庫支出金 2ページ上段、中段 4款 支払基金交付金 2ページ下段 5款 県支出金 3ページ上段、中段</p>

	6款 サービス収入 3ページ中段 7款 財産収入 3ページ下段 8款 繰入金 4ページ上段、中段 9款 繰越金 4ページ中段 10款 諸収入 4ページ下段 【歳出】 1款 総務費 5ページ 2款 保険給付費 6ページ、7ページ
7番議員	6ページの保険給付の中で、右の方の在宅分1-1通所介護というのが、△3,300万円、それから1-3で地域密着型通所介護、ここで3,500万円ということで、これは昨日の条例の説明の中の25ページに、条例の変更があったということのためにこのように変わってきていると解釈してよろしいでしょうか。
町民課長	議員さんおっしゃるとおりでございます。あの条例で支出区分も変わってくるということで、通常通所介護から地域密着型という言葉の付いた科目の方へ移動するというところでございます。
議長	3款 地域支援事業費 8ページ、9ページ 4款 基金積立金 10ページ上段 5款 諸支出金 10ページ中段 6款 予備費 10ページ下段 予算書に移ります。 予算書 29ページから32ページ 給与費明細書
議長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございませんか。
議長	これで、質疑を終わります。
<u>日程第13 議案第19号</u>	
議長	日程第13、議案第19号、「平成28年度小海町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。 これから質疑を行います。予算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。 【歳入】 1ページ 2ページ 【歳出】 3ページ
議長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございませんか。

議 長	これで、質疑を終わります。
<u>日程第 14 議案第 20号</u>	
議 長	<p>日程第 14、議案第 20号、「平成 28年度小海町農業集落排水特別会計予算について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。予算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>【歳入】 1 ページ 2 ページ</p> <p>【歳出】 3 ページ</p> <p>予算書に移ります。</p> <p>下水道債償還額及び年度末現在高の状況 10 ページ 年度末基金残高の予定額 11 ページ</p>
議 長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございませんか。
議 長	これで、質疑を終わります。
<u>日程第 15 議案第 21号</u>	
議 長	<p>日程第 15、議案第 21号、「平成 28年度小海町水道事業会計予算について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。予算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>予算書 1 ページ、2 ページ</p> <p>【収益的収入】 3 ページ、4 ページ</p> <p>【収益的支出】 5 ページから 8 ページ</p> <p>資本的収入及び支出 9 ページ</p> <p>キャッシュフロー計算書 10 ページ</p> <p>給与費明細書 11 ページから 14 ページ</p> <p>企業債償還計画、年次償還表 15 ページ、16 ページ</p> <p>上水道給水調査票 17 ページ</p> <p>28年度貸借対照表、損益計算書 18 ページ、19 ページ</p> <p>27年度貸借対照表、損益計算書 20 ページ、21 ページ</p>
議 長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございませんか。
議 長	これで、質疑を終わります。
議 長	ここで 2 時 15 分まで休憩といたします。 (ときに 13 時 56 分)

議 長	休憩前に引き続き会議を始めます。 (ときに14時15分)
日程第16 議案第22号	
議 長	日程第16、議案第22号、「平成27年度小海町一般会計補正予算(第6号)について」を議題といたします。 これから質疑を行います。補正予算書で、各款または各項ごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。 第2表 繰越明許費 6ページ上段
7番議員	予算書を拝見させていただきましたところ、予算が約2億500万円のなかで、約50%1億2,800万円が繰越明許ということで、大きな金額が繰越になっておりますが、繰越にしなければならない理由について総務課長の方から説明して下さい。
総務課長	繰越事業の主なものは平成27年国の補正予算に伴うものでございまして、情報セキュリティ関連事業、並びに地方創生加速化交付金事業、いずれも国の補正予算において始まった事業を行うというものでございまして、国の方におきましても27年中で終了するのは無理だろうと当初から想定された国の補正予算に伴う事業化ということで、総額1億2,837万円と大きな繰越明許になる訳でございます。
議 長	第3表 地方債補正 6ページ下段 【歳入】 1款 町税 9ページ上段から10ページ中段 6款 地方消費税交付金 10ページ中段 8款 自動車取得税交付金 10ページ下段 9款 地方特例交付金 11ページ上段 10款 地方交付税 11ページ中段 12款 分担金及び負担金 11ページ下段から12ページ上段 13款 使用料及び手数料 12ページ下段から13ページ上段 14款 国庫支出金のうち 1項 国庫負担金 13ページ中段 2項 国庫補助金 13ページ下段から14ページ上段 3項 国庫委託金 14ページ中段 15款 県支出金のうち 1項 県負担金 14ページ下段から15ページ上段 2項 県補助金 15ページ下段 3項 県委託金 16ページ上段

	16款 財産収入 17款 寄付金	16ページ中段 16ページ下段
6番議員	ふるさと寄付金が349万円になったということでございますが、どういった方が寄付をしたか明らかにすることはできますか。個人情報の問題等あるので難しい分もあろうかと思いますが、やはりこれを寄付する人は小海町にある関係や思いがあってしている訳です。議員やその他の方の知り合いの中で寄付をされているとすれば、やはりそういった方にお礼を申し上げるのも一つの礼儀ではないかと思えます。一覧で出すことが無理であれば、委員会の中の口頭で申し上げていただければありがたいと思えますが公表することはできませんか。	
総務課長	ふるさと寄付金をいただいておられる皆様には、いわゆる情報公開をしていいですかという個人情報公開を〇×欄で設けてございます。〇Kいただいた皆さんにつきましては、前回の広報の中で、すでに名簿情報をお知らせし始めたところでございます。何人か溜まったところで随時お知らせしていくという方法を取ってまいりたいと考えております。いわゆる載せないでいただきたいという方も、3割程度はおりますのですべては載らないという状況でございます。	
6番議員	広報でお知らせできるということですが、なるべく早く「ありがとうございました」という言葉を伝えたいと思えますので、もし差支えなければ今定例会の委員会の中で、了解を得た人だけ名前と金額だけ知らせていただければありがたいと思えます。	
総務課長	取りまとめて名簿情報自体は出せるかと思えます。今後、随時届きますので、そういったものをその都度というのはある意味ご勘弁いただければと考えております。	
議長	18款 繰入金のうち 1項 特別会計繰入金 2項 財産区繰入金 3項 基金繰入金 20款 諸収入 21款 町債	17ページ上段 17ページ中段 17ページ下段 18ページ 19ページ
	【歳出】 1款 議会費 2款 総務費のうち 1項 総務管理費 2項 徴税費	20ページ上段 20ページ下段から22ページ 23ページ上段

	<p>3項 戸籍住民登録費 23ページ下段</p> <p>4項 選挙費 24ページ上段</p> <p>5項 統計調査費 24ページ下段</p>
議長	<p>3款 民生費のうち</p> <p>1項 社会福祉費 25ページから26ページ</p> <p>2項 児童福祉費 27ページから28ページ上段</p> <p>4款 衛生費のうち</p> <p>1項 保健衛生費 28ページ下段から29ページ上段</p> <p>2項 生活環境衛生費 29ページ下段から30ページ上段</p> <p>5款 農林水産費のうち</p> <p>1項 農業費 30ページ下段から32ページ</p> <p>2項 林業費 33ページ上段</p>
2番議員	31ページの鞍掛豆の販売促進費の内容についておたずねいたします。
産業建設課長	鞍掛豆販売促進 300万円でございます。地域の食材を使ったブランド推進事業をやりたいということでございます。委託業者におきましてヒヤリングをしていただき、デザイン等を含めたブランドの確立、新商品開発の企画・販売ということで、トータル的にデザインだけでなく販売先、開発まで含めた業者に委託していきたいということでございます。
2番議員	確か昨年度でしたか、鞍掛豆も補助金が1,000万円ついてかなり販促など進めてきたことを記憶していますが、今回もそういうかたちで進めるというように聞こえます。今年の当初予算の時に3,000kg買い上げて2,000kg販売というように計上されておりますが、1,000kgというものを活用していくということでありませうか。もしそれを今度販売促進に委ねるとすれば、当然売り上げも上がってこなければならぬと思っておりますが、残された1,000kgとこの販促が関係ある訳ですか。
産業建設課長	その1,000kgの鞍掛豆を使って新規の商品開発に使いたいと、予算には見込んでありませんが、新しい商品の売り上げがあれば、補正により収入に見込んでいくという予定でおります。
2番議員	売り上げがあれば、という話ではなく、それだけに買い上げている訳ですので、こういった特産品の中でやっていく6次産業化として扱っていくのか、先ほど質問がありましたが、値段がいいのでJAの方に直接出す生產品としてやっていくのか、その辺りをどのようにお考えですか。
産業建設課長	考え方としましては、6次産業化をおこなっていきたく思います。なるべく加工所で加工できるものがあれば加工していきたいし、加工所で

	加工できない機械を使う技術的なものの開発になれば、そこを含めて委託になりますが、こちらで6次産業化し販売していきたいという考えであります。
3番議員	今の質問に関連して、前回補助金を使って鞍掛豆を使った料理コンテストなどを開いたり、プロの料理人に委託し料理を開発してもらったりする事業を行っていましたが、料理コンテストで1~3位までありましたが、それらの料理の行先は今どうなっているのでしょうか。行先というか予算を使って料理コンテストやプロの料理人に依頼し料理を開発していただきましたよね。それだけで終わってしまったのでしょうか。
町長	1,000万円を10/10という助成金をいただきまして、試作品等いろいろ検討いたしました。また鞍掛豆の栄養価、そういったことについても検討させていただいたところでございます。そして6次産業化ということで料理コンテストも行いました。それにつきましては、皆様のお手元にあるかと思いますが、レシピ集として多くの皆さんに活用していただいているということでございます。現在も鞍掛豆を使って例えば砂糖かけのお菓子、塩味のお菓子、あるいはコロケなどいろいろ試しながら商品化に向けてずっと継続して事業を展開しているところでございます。なかなかヒット商品が生まれないというのも事実でございますけれども、今の時点においては非常に実績が上がっているのは、豆腐が1つということでございます。これらの事業を今後もしっかり取り組んでまいりたい、そして平成28年度の予算の中に産業建設課に1名職員を増員し、併せてそちらの方に携わっていただける地域おこし協力隊を1名、今公募しているということでございます。そういったかたちで今後も引き続き進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
3番議員	今レシピ集を町民にお配りしてということでしたが、人気があって値段が上がってきているということは、よくとれば町民の皆様が鞍掛豆を使っていろいろ料理をしているということですかね。せっかく金額をかけたことですので、継続しておこなっていただきたいと思います。聞いたところによりますと、今度の新しく作り直した道の駅で、軽食を出そうという計画もあるようですので、前にも私が言った記憶がありますが是非そこで鞍掛豆の軽食に見合った料理を出して、いろんな人たちに食べていただくということを計画していただきたいと思います。
町長	現在、ひたし豆等直売所で販売している訳でございますが、多くの皆さんに喜ばれるようなものをまた考えてまいりたいと思っております。
議長	32 ページ

6 番議員	32 ページの山村振興事業の直売所改修工事のところ、合計すると 3,540 万円くらいですが、繰越明許のところでもありましたが地域創生の加速化交付金があるため今年度補正で上げられたということだと思います。この直売所は収入の面からいくと 340 万円位で、昨日いただいた最後の資料集 11 ページの中では、これを改修することによって来場者数を 1% 増加することを見込んでいるようですが、これだけ大きな改修するのに 1% の増加であるという考えでいいのか、もちろんこの事業、行政の行うことに対して採算性をいうのは適切ではないかと思いますが、やはりこれだけ改修していくからには、ある程度収入が上がるような見通しが必要ではないかと思いますがどうでしょうか。
産業建設課長	おっしゃるとおりだと思います。当初から比べますと、売り場面積も 2.5 倍、瓶詰の加工をするため加工施設が 1 つ足りない、トイレが直接行ける、など検討委員会でいろいろな案を作ってきた訳ですが、その中で改修することによって売り上げがどのくらいになるなど、収支の議論をもう少ししっかりおこない平面図に入れていかなければいけないと思っております。組織化し、本気になって売り上げを伸ばしていくつもりで、それに基づき平面図の案を作成していきたいと考えております。
10 番議員	農地費の繰出金の関係であります、償還の前払いが元にもどるということですが、その詳しい経過をお願いいたします。
産業建設課長	農集排の会計でも申し上げましたが、繰上償還の財源に八那池地区の基金を取り崩し充当して繰上償還をしたいということで進めてまいりまして、八那池地区の代表の方々と相談してきた訳ですが、八那池地区の基金については、町との確認書的なものの中で、農集排を廃止する場合は八那池区に返還することになっている、そういった確認がされていますが、償還残額が相当大きな金額が残っている中で、基金を取り崩させていただいて繰上げ償還に使わせていただきたいということで、昨年ずっと協議をしてまいりました。結局決定しなかったということで、今回は繰上げ償還を取りやめ 28 年度へ引き継いでいく、協議はしていく訳ですが、最終的には平成 28 年度中で基金の扱いをしていきたいと考えております。繰上げ償還については今回おこなわないということで、当初繰上げ償還の 5/6 を見込んでいましたが、その 5/6 を減額するという内容でございます。
10 番議員	補正予算を先にやっておいて、地元と協議がつかなかったからまた元に戻すというこういった予算のやり方、私はやはり非常に問題があるのではないかと思います。それから基金の問題ですが、そのようなものがあるかもしれませんけれども、と課長は簡単に答えている訳ですが、私は

	その辺は、行政の仕事ですから一つ一つきっちりと確認した上で、お願いをすべきところはお願いをする、理解をするところは理解をするという対応をすべきだと思いますが、その確認がされているかもしれないという部分の説明、それから最初に言った2点を伺いたいと思います。
町 長	今、課長から話があったとおりでございます。以前に町と八那池区と確約という文書の取り交しがございました。しかし、是非とも八那池区の皆様にご理解をいただきまして、残った基金については繰上げ償還に充てさせていただきたいということをお願いしてきたところでございます。確かに合意ができない段階で計上するという点についてはお詫びを申し上げます。引き続き努力することによって、何とかそのように理解を求めていこうというかたちで、予算化した訳でございますけれども、最終的にはお互いに協定、確約が入っていますので、それに基づいて執行していただきたいということを強く区の方から求められ、町もその時点で確約がされていたということでございますので、それにしたがって事務処理をさせていただくということでこのような補正予算になってしまったことはお詫び申し上げますけれども、努力をしたいということで予算計上したということでございますので、その点については是非ともご理解を頂戴したいと思います。
10 番議員	先ほど28年度の農集排の話の方では、単年度分であると理解しておりますが、あと農集排の会計が閉まるという説明もありましたが、来年度は単年度分としてもその後の対応、今の基金の問題も含めまして今後どのような運営を目指して努力するつもりでいるのか、伺いたいと思います。
産業建設課 長	最終的には平成28年度をもって、農業集落排水特別会計については閉鎖をするとこれはお話申し上げたとおりでございます。その決算をする段階で基金の残金、それともう一点繰越金の残金が出る訳でございますけれども、それにつきましては松原農集排で残った分については松原区へ、八那池農集排の残金については八那池区へ戻すというかたちで、処理をしたいということで、現在進めさせていただいているところでございます。
10 番議員	そうなりますと29年度でそれぞれの負担金をいただいてまとめて返すのか、町ももちろん負担する部分がある訳ですが、年度年度で負担金をいただいて、償還をどのようにやっていくのかという点をお伺いしたいと思います。
産業建設課 長	償還金の5/6につきましては町から、最終的に南佐久環境衛生組合から全額10/10返すようになります。その財源としまして5/6は町から返す

	ようになりますし、1/6につきましては28年度の農集排の方で、償還金の基金、区の負担金から基金積立してありますので、それを28年度、町の一般会計へ入れます。償還金の1/6は町へ、5/6は今後一般財源の予算から南環へ返し、南環が10/10返していくというかたちになります。
10 番議員	1年ごとに返還するのですか。
産業建設課長	1年ごとに返還するというのでございます。
2 番議員	先ほども質問がありましたが、直売所の工事請負費についてお尋ねいたします。1月か2月に産業建設課主催で直売所セミナーがありまして、その講師が佐久穂町の直売所NPO法人の会長市川敏和さんにお話ししていただきましたが、佐久穂町では年間1億1,000万円の売り上げ、しかも土地代を吉本へ月20万円年間240万円支払っている訳ですが、小海町と佐久穂町を一緒にするつもりは毛頭ありませんけれど、その時に会長さん曰く170人会員がいるそうですが「売り子の人もとにかく物を売ってもらおう気持ちでやってもらわなければ困る。またそのようにして盛り立ててきている。」ということでした。小海町も売り上げを上げていかなければなりません、その時に私は産業建設課課長補佐に申し上げましたが、信号の手前に木があったりし建設当初はオアシスの役割を果たすのかということだったと思いますが、実際、直売所が全然見えない状況であります。通過してから直売所はどこですか。と過ぎてしまっからよく聞いている訳でありまして、前をもっとすっきりさせ、ここに小海町の直売所があるんだということを通る人にも見えやすいように、今までは共同作業所ひまわりがあったのでいろんな面で考慮したのかと思案しますが、これから売り上げも伸ばしていこう、ということもある訳ですので、前の木を取り払い整備するということもこの3,240万円の中には含まれているのでしょうか。
産業建設課長	前からの課題でございまして、優先的にやりたいということで、この予算の中でやっていきたいと考えております。
議 長	2項 林業費 33ページ上段 6款 商工費 33ページ下段から36ページ上段
6 番議員	34ページに店舗改装助成事業500万円と載っております。これも先ほどいいましたが地方創生加速化交付金3,000万円を割り振り、それを財源にしてこういった事業を行うという趣旨だと思います。そういった中で昨日の説明資料10ページ小海町店舗等改装助成事業について概要ということでございます。これを行うのはよいのですが、その下の方に平成28年度予算計上分500万円ということで載っております。この地方創生加

	<p>速化交付金というのは平成 27 年度の交付金として載せられたのではないかと思います。平成 27 年度の補正予算に載っているのはわかりますが、これも先ほどのように全額繰越明許で繰越しておいて、そしてまたこの概要のように 28 年度に 500 万円計上してあることに理解が出来ないのでその説明をお願いします。</p>
産業建設課長	<p>当初は 28 年度の地方創生事業で店舗改装事業をおこなう予定でありました。28 年度の予算計上ではなく、27 年度の補正になります。28 年度の予算の中で、今回加速化交付金の申請にあたり、加速化交付金がつくようにいろんなメニューを盛り込んできたということで、この店舗改装を含めたということであります。あくまで 27 年度の補正の事業で行っていく、500 万円、最大 100 万円で見込みましたが、500 万円を超えることになると、28 年度の補正でお願いするようになるか、予算限りとなるかはまだ詳細は決めておりませんが、いずれ 27 年度の事業であるということでございます。</p>
6 番議員	<p>そうしますと私、28 年度の当初予算の中で見落とししてしまいましたが、今の回答ですと 28 年度の予算には載っていないという解釈でよろしいかということと、それはそれとして国が 27 年度の交付金として上げてきて町も 27 年度の補正予算で事業計画化した、こういったものが、この助成事業の概要を見ますと、平成 28 年 4 月 1 日から随時受け付けるということであり、要するに 28 年 4 月 1 日からスタートするよう思われます。こういったことが国の会計検査上許されるのかどうか、間に合わないのを承知して国も 27 年度実行は無理にしても、やはり、申請の時期というのは平成 28 年 3 月 1 日とか 3 月 20 日というように変更しておかないと後々つじつま等合わないのではないかと思います、その辺のとらえ方、どのように考えているかお聞きします。</p>
産業建設課長	<p>今回全額繰越しということでございますので、28 年度 4 月 1 日受付としたいということと、国の加速化交付金は問題がないと考えております。</p>
11 番議員	<p>商工会の関係で、街の賑いを創出するための小海ネットワーク推進事業という名前で、8,365 万 8 千円のお金をかけるということで、このようなことについては人口を増やしたい、売り上げを増やしたい、過疎から脱却したいといろいろなことが書いてあり、非常にいいことなので反対する気はございません。ただし、こういったことをやるためには、今の売り上げはどのくらいか、これをどのくらい伸ばすのか、また観光客は何に来て、何人増やすのか、という数字をしっかりとつかんでこの事業に取り組んで欲しい。さもないとただ騒いで終わってしまっているというのが、今までの補助金事業の仕事だったような感じがします。そうで</p>

	はなく、数字をつかみ、お客を増やす、売り上げも伸ばすそういった気持ちで取り組んでいただきたいと思いますのですが、いかかでしょうか。
産業建設課長	大金をかけてやる訳でございますので、しっかりとやっていくという気持ちで取り組んでまいります。
3番議員	店舗改装助成事業であります。助成対象のイメージは店舗の壁の張替え、トイレの改修、畳・座布団の入替え、商品棚の改装等々ありますが、この他には何かありますか。
産業建設課長	お客様の接する、影響する部分で、極端な話ですとお客様が入らない事務所は店舗にならないということで除いて、お客様が利用する部分で、買い物をしたい、利用したいという改装になれば対象にしたいという気持ちであります。具体的にこの内容しか浮かばなかったのですが、対象にする内容とすれば、お客様の接する部分、影響する部分についてはすべて対象になると考えております。
3番議員	これを見るとお客様が入る部分であるということですが、厨房は対象になるのでしょうか。例えば、今まで蕎麦、うどんだけのメニューから肉などのメニューを取り入れることにより厨房の改装が必要になった場合はどうなるのでしょうか。
産業建設課長	また、詳細、Q&Aのようなものを作成してまいりたいと思いますが、今の考え方でいきますと、お客様に係る部分ではないので難しいのではないかと考えております。
3番議員	せっかく助成をするということですので、そういったことまで広げ、対象者がやる気があるのかどうか、ないのか面接をして、ただ畳の張替え等で申請して助成するのではなくて、厨房を取り換え頑張っていくんだという意気込みが見られたら、応援していくという姿勢を見せていただきたい。座布団や畳では集客にも乏しいし、やる気のある方にはそれなりの支援をするということが必要ではないかと思っております。
産業建設課長	一番重要なことは誘客の向上が見込まれるということになりますので、そこも加味しまして、今回はこれで実行させていただき、今後いろいろな要望、事務所の改装もいいのではないかとこの要望が強い中では、また検討してまいりたい、一旦はお客さんに係る改装費ということで今回は実行していきたいと考えております。
9番議員	ただ今の件であります。店舗改装ということで今現在使われている店舗だけが対象なのか、例えば民家を使って新たな店舗を作るというものは対象にならないのか、そのあたりをお願いします。
産業建設	今の考え方としましては、今現在町内で営業をおこなう店舗等となって

課長	おりますので、新しく店舗を起こすということになりますと、この対象にはならないという考えでおります。また他の補助事業と新しくやる場合の事業があればいいのですが、有利な融資を借りて行うというかたちになってしまうかと思いますが、今後の検討事項とさせていただきたいと思っております。
議長	7款 土木費 1項 土木管理費 36ページ下段から37ページ上段
5番議員	37ページの道路維持費の委託料で、融雪業務が大変伸びている訳ですが、雪がそんなに降らなかった中でこういった状況ということで、これをどのように見ているのでしょうか。
産業建設課長	委託料の塩カル散布と14節の除雪車の借り上げ、16節の材料費の塩カル代と3つ合わせて除雪関係の費用になりますが、1月末現在で申し上げますと、当初予算でほぼ足りております。30万円ほど不足しているということではありますが、補正予算を作成する段階で2月・3月・4月の分を見込んだということで、3つの節トータルしますと1,200万円と大雪に備えて見込んでいたということでございます。3月に入りまして大雪が降り、1回の除雪・塩カル等で60万円から100万円かかりますが、このままいけば専決で補正することになります。2月・3月・4月を見込んで大目に計上してあるということでご理解をお願いします。
5番議員	今、1回と申しましたが、その1回というのは1回散布すれば100万円かかるということですか。
産業建設課長	どのくらい出動した時間にもよりますが、除雪する費用、塩カルを散布する費用、塩カル代の3つを合わせますと、大まかな金額ですが、平均して60万円から100万円かかるということでございます。
5番議員	大まかということですが、決めてあるのではなく要するに請求が上がってくれば支払うということですか。
産業建設課長	除雪代、塩カル散布代の1時間単価が決まっておりますので、それに基づき実績に応じて支払うかたちになります。
議長	2項 道路橋梁費 37ページ下段から38ページ上段 8款 消防費 38ページ下段から39ページ上段 9款 教育費のうち 1項 教育総務費 39ページ下段 2項 小海小学校費 40ページ上段 3項 社会教育費 40ページ下段から42ページ上段 4項 保健体育費 42ページ下段から43ページ上段

	10款 災害復旧費のうち 1項 公共土木施設災害復旧費 43ページ中段 2項 農林施設災害復旧費 43ページ下段 11款 公債費 44ページ上段 12款 予備費 44ページ下段
議長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございませんか。
9番議員	歳入のページに戻りますが、12ページの使用料で教育費使用料の生涯学習センター使用料精算見込みとありますが、それはどこのことを何のことを指すのかをお願いします。
生涯学習課長	北牧楽集館ですが、学習塾が2つ入っております。その学習塾にお貸しするレンタルルームの料金、その他には補聴器、マッサージの関係の業者の皆さんが使われるという代金でございます。北牧楽集館のレンタルルームがほとんどでございます。
議長	よろしいでしょうか。これで、質疑を終わります。
<u>日程第17 議案第23号</u>	
議長	日程第17、議案第23号、「平成27年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。 これから質疑を行います。補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。 【歳入】 5ページから7ページ 【歳出】 8ページ11ページ
議長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございませんか。
(質疑なし)	
議長	これで、質疑を終わります。
<u>日程第18 議案第24号</u>	
議長	日程第18、議案第24号、「平成27年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。 これから質疑を行います。補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。 【歳入】 6ページから8ページ 【歳出】 9ページ

7 番議員	町民課長にお伺いたしますが、介護保険で居宅介護保険サービスが減ってきている、逆に施設介護サービスが増えていると、この原因についてはどのようにお考えですか。
町民課長	普通介護認定を受けますと、介護度 1・2・3・4・5 という中では、2・3 辺りから受け始めるというかたちになりまして、やはりだんだん重度化していく中で、特養や老人保健施設へ当然のごとく入所の申請をし始める、空きが出ますと居宅から施設へ移るという流れが出てきます。当該年度中に逆に居宅が減る分、新規の方が増えてくるかということになりまして、要は居宅系から施設系へ移行する、施設系で一昨年例で極端に亡くなられた方が多かった場合は、施設系の予算がガクンと落ちるといったものの繰り返しとなります。
7 番議員	家庭では重度になり、とても介護できないということで施設に預けることになると思いますが、経済的な面では施設へ預けるだけの経済力があるから預けられるという解釈でいいのですか。
町民課長	施設系の負担金の仕組みの中で、施設に入りますとその方の住んでいた世帯の状況は加味しません。一人世帯という判断をさせていただきます。当然一人世帯で例えば美ノ輪荘というような特別養護老人ホームへ入所しますと、一月 5 万円ほどで入所できます。5 万円ということは国民年金を満額支給されている方であれば大丈夫ということになっております。さらには、そういった方で 5 万円もない方が中にはおられます。そういった方については、補足給付というかたちで食費等の補助が保険上支給されます。施設側が一番の支払元へ請求する訳ですが、そういった仕組みがありますので経済的に入所できないというお考えが皆様の中になりましたら、私どもの広報が足りないと思っております。
7 番議員	補足型といいますと、私が一般質問をした中で、町からある程度補足的給付の補助をしていると解釈してよろしいですか。
町民課長	町からということではなく、介護保険会計の中からということになります。あくまでも特別養護老人ホームの関係でございます。最近テレビで報道されています有料老人ホームのケースになりますと、やはり家賃で月 10 万円ですとか、サービス付介護ホームになりますと、さらに食費代がかかるということになりますので、そういった施設に入所される場合には、相当経済的に裕福でなければならない、ただ通常考えられるこの小海であれば、美ノ輪荘、老健施設であればきちんと保険が適用になり、先ほど申しました負担金の範囲内で利用可能になっております。
7 番議員	美ノ輪荘は確か満額年金をもらっている人は足りるという話を聞きましたが、小海の老健は結構高くなるのではないのでしょうか。

町民課長	老健施設も介護保険の中の同じ施設系のサービスになりますので、負担金の上限はサービスの1割までとなります。所得のある方は27年の夏から2割負担しなければならない仕組みになりましたが、上限額が決まっておりますので、老健も同じようなかたちになります。
議長	10ページ、11ページ、12ページ、13ページ
議長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございませんか。
	(質疑なし)
議長	これで、質疑を終わります。
<u>日程第19 議案第25号</u>	
議長	日程第19、議案第25号、「平成27年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。 これから質疑を行います。補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。 【歳入】 4ページ 【歳出】 5ページ
議長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございませんか。
	(質疑なし)
議長	これで、質疑を終わります。
<u>日程第20 議案第26号</u>	
議長	日程第20、議案第26号、「平成27年度小海町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。 これから質疑を行います。補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。 【歳入】 5ページ、6ページ 【歳出】 7ページ、8ページ
議長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございませんか。
	(質疑なし)
議長	これで、質疑を終わります。
<u>日程第21 請願・陳情等</u>	

議 長	日程第 2 1、請願第 1 号、陳情第 1 号を一括して議題といたします。請願書、陳情書の朗読は各委員会をお願いいたします。 請願書、陳情書について補足説明のある方は挙手をお願いいたします。 (補足説明なし)
議 長	補足説明なしと認めます。
<u>○【質疑終了】</u>	
議 長	以上をもちまして、議案に対する質疑を終結いたします。
<u>○【常任委員会付託】</u>	
議 長	本日議題としてまいりました議案第 7 号から第 2 6 号及び請願第 1 号、陳情第 1 号につきましては、会議規則第 3 9 条の規定により、お配りした議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか
議 長	「異議なし」と認め、議案付託表のとおり付託いたしますのでよろしくご審議の程お願いいたします。
<u>○【散 会】</u>	
議 長	以上で本日の日程はすべて終了いたしました。今後の予定は 8 日火曜日、午前 1 0 時から一般質問を行います。 これにて本日は、散会といたします。 ご苦労様でした。 <div style="text-align: right;">(ときに 1 7 時 2 7 分)</div>